

伊勢のファンクラブ 会員規約

平成26年9月4日

(適用範囲)

第1条

本規約は、(公社)伊勢市観光協会青年部(以下「青年部」という)が主宰する「伊勢のファンクラブ」(以下「本ファンクラブ」という)に関して、第6条に定める会員(以下「会員」という)による利用の一切に適用されるものとする。

(目的)

第2条

本ファンクラブは、伊勢を愛する会員によって構成され、伊勢を応援することを目的とする。

(事務局)

第3条

1. 本ファンクラブ運営のため、青年部内に伊勢のファンクラブ事務局(以下「事務局」という)を設ける。
2. 事務局は、青年部内の担当委員会及び(公社)伊勢市観光協会事務局員をもってこれに充てる。
3. 事務局は本ファンクラブに関わる一切の事務及び実務を担う。
4. 事務局による決定事項は、青年部役員会の承認を必要とする。

(本規約の内容及びサービスの変更)

第4条

本規約及び本ファンクラブの会員特典(以下「特典」という)の内容は、事務局が定めて、これを随時変更することができ、会員はあらかじめこれを承諾するものとする。

(事務局からの通知)

第5条

本規約及び特典の内容の変更等に関する事務局からの通知は、会員に対し随時必要な事項を通知した時点から、その効力を生じるものとする。

(会員)

第6条

1. 本規約における会員とは、第7条に定める本ファンクラブへの入会申込を行い、事務

局が入会を承認した者をいう。

2. 当該承認後、会員は事務局が定める特典を利用できるものとする。

(入会について)

第7条

1. 本ファンクラブの趣旨に賛同し、別に定める方法で入会申込を行うものとする。
2. 会員は、事務局から会員宛の送付物が郵送により送付可能である住所地の者に限定する。

(入会の承諾及び取り消し)

第8条

1. 事務局は、前条の入会申込者が次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その申込を承認する。
2. 事務局は会員が次の各号のいずれかに該当していることが後日判明した場合、事前に通知することにより、その会員登録を抹消し、当該会員の会員資格を取り消すことができる。
 - (1) 入会申込内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合
 - (2) 入会申込者が存在しない場合
 - (3) 入会申込者が法人、又は団体等である場合。ただし事務局が特別に認めた場合を除く
 - (4) 入会申込者の承諾なくして他者が申込んだ場合
 - (5) 過去に入会及び退会を繰り返しており、それらが不適切なものであると事務局が判断した場合
 - (6) 過去に本ファンクラブの利用承認が取り消され、又は除名処分とされている場合
 - (7) 入会申込者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロおよび特殊知能暴力集団等）に関係する者
 - (8) 入会申込者が、反社会的勢力に関係する者でなくなった時から5年経過しない者
 - (9) 入会申込者が、反社会的勢力および反社会的勢力に関係する者と組織上、又は業務上の関係を有し、もしくは当該関係を有する団体に所属する者
 - (10) 入会申込者が、反社会的勢力に対し、資金その他の便益を提供し、又は社会的に相当と認められない密接な関係を有する者と事務局が認める場合
 - (11) 本規約に違反した場合
 - (12) その他、会員として不適当であると事務局が認める場合

(会員資格の有効期限)

第9条

会員資格の有効期間は特に設けない。

(年会費)

第10条

第9条の有効期間に対応する本ファンクラブの年会費は無料とする。

(会員証)

第11条

1. 事務局が第7条の手続きにより入会を承認した場合、会員証を発行する。発行の際、事務局が会員ごとに会員番号を設定する。会員が当該会員番号を選択することはできない。
2. 会員証は、その裏面に会員名が記載された本人に限り利用可能とする。会員による特典の利用に際して、必要に応じて提示するものとし、提示がない場合は特典を受けられない場合があるものとする。
3. 会員は、会員証の紛失、盗難等の場合、直ちに事務局宛に連絡する。
4. 前項の会員証の紛失、盗難等に伴い、会員が希望する場合、印刷及び発送に関する実費を負担いただくことにより、事務局は会員証を再発行する。

(特典)

第12条

1. 特典に関しては、事務局が別途定めることとする。
2. 郵便物、電子メール、その他送付物等が会員の事情、もしくは配送会社、会員が契約する携帯電話会社等の事情により会員に到達しない場合、事務局は、特典に関する受付期間延長等の対応は行わない。

(会員個人情報の変更)

第13条

1. 会員は、住所、電話番号、電子メールアドレス等事務局への届出の内容に変更があった場合、速やかにその内容を事務局宛に届け出ることとする。
2. 会員は、住所の変更に際して、郵便局に対して転居届けを提出する等、事務局から会員宛の送付物の送付先である住所地の変更手続きに細心の注意を払うものとし、これらの注意を怠ることにより発生する送付物の再発送料金等をすべて負担するものとする。
3. 婚姻等による姓の変更等、事務局が特別に承認した場合を除き、会員は、入会申込時の届出内容である氏名を変更することはできないものとする。
4. 入会申込時の届出内容及び第1項の変更届け出に関する責任は、すべて会員が負うも

のとし、それらが原因となり発生する情報、送付物等の不到達、その他の不利益に関して、事務局は一切の責任を負わないものとする。

5. 2回以上にわたり送付物が会員に届かない場合、事務局では、その原因が解消されるまで送付物の発送を停止する。

(退会について)

第14条

1. 会員は、随時、所定の手続きを行い、本ファンクラブを退会することができる。退会と同時にその諸権利は失われるものとする。
2. 会員資格は、一身専属のものとし、事務局は、会員の死亡を知り得た時点をもって、当該会員から前項の手続きがあったものとして取り扱う。
3. 事務局は、本ファンクラブ及び特典の利用に関し、会員が本規約に違反した場合、当該会員に事前に通知することなく、退会の処分を行う場合がある。

(譲渡等の禁止)

第15条

会員は、会員証、会員番号及び本規約に基づく会員としての地位を、いかなる第三者（以下「第三者」という）に対しても貸与、譲渡、売買、使用承諾、名義変更、質権の設定、その他の担保に供する等の行為はできない。

(自己責任の原則)

第16条

1. 会員は、特典の利用に関してすべての責任を負うものとし、事務局に対して何等の迷惑、又は損害を与えないものとする。
2. 特典の利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、又は会員と第三者の間で紛争を生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、事務局は一切の責任を負わないものとする。
3. 会員は、第三者の行為に対する疑問、もしくはクレーム等がある場合は当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとする。
4. 事務局は、本ファンクラブ及び特典の利用により発生した会員の損害一切に対し、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとする。
5. 事務局以外の第三者が会員に対して提供するサービス等の利用に関連して会員が損害を受けた場合、事務局はいかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとする。

(営業活動の禁止)

第 17 条

会員は、本ファンクラブ及び特典を利用して、営利を目的とした行為及びその準備を目的とした行為を行わない。

(その他の禁止事項)

第 18 条

会員は、次の行為を行わないものとする。

- (1) 事務局及び第三者の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為
- (2) 第三者の財産、プライバシー、もしくは肖像権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為
- (3) 第三者になりすまして本ファンクラブに入会する行為
- (4) 他の会員になりすまして特典を利用する行為
- (5) 会員証、会員番号等を第三者に譲渡する行為
- (6) 事務局及び本ファンクラブ又は第三者を誹謗中傷する行為
- (7) 事務局及び本ファンクラブ又は第三者に不利益を与える行為、又はそのおそれがある行為
- (8) 本ファンクラブの運営を妨げるような行為
- (9) 第 8 条に定める会員資格の取り消し事由に該当する行為
- (10) 前各号の他、本規約、法令、又は公序良俗に違反する行為、もしくはそれらのおそれがある行為
- (11) 前各号の行為を第三者に行わせる行為

(会員番号の使用停止等)

第 19 条

1. 事務局は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該会員の下承を得ることなく、当該会員に対して設定・発行した会員番号の使用を停止する場合がある。
 - (1) 電話、FAX、電子メール、郵便等の手段により会員と連絡を取ることができない場合
 - (2) 第三者により会員番号が不正に使用されている場合、又はそのおそれがあると事務局が認める場合
 - (3) 第 8 条に定める会員資格の取り消し事由に該当するおそれがあると事務局が認める場合
 - (4) その他事務局が緊急性が高いと認める場合
2. 事務局が前項の措置を取ることに伴い、当該会員が特典を利用することができず、そ

れにより会員に損害が発生した場合、事務局は一切の責任を負わないものとする。

(会員情報の取扱い)

第 20 条

事務局は、会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、特典の利用履歴等会員に関する情報（以下、これらを総称して「会員情報」という）を取得するものとし、会員情報の保護について必要かつ適切な措置を講じる。

(会員情報の利用目的)

第 21 条

会員情報の利用目的は、次の各号の通りとする。

- (1) 本ファンクラブにおける会報・賞品等を発送すること
- (2) 事務局もしくは事務局の業務委託先から、会員にとって有益であると事務局が判断する情報を会員宛に送付すること
- (3) 事務局が適切と判断した、事業所に関する営業情報や店舗情報を会員宛に送付すること
- (4) 市場調査、需要予測、その他の運営上必要な分析を行うための基礎データの収集並びに一特定個人を識別することができない統計的データの作成及びその公表

(個人情報の第三者提供)

第 22 条

事務局は次の各号のいずれかに該当する場合を除き、事務局が取得する会員の個人情報を、会員の同意を得ないで第三者（事務局が運営に関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く）に対して提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 「個人情報保護に関する法律」に定める場合
- (3) 適正な特典提供の為と判断した場合

(本ファンクラブの終了)

第 23 条

事務局は、3カ月前までに会員に対して告知することにより、事務局の裁量で本ファンクラブの活動を終了し、会員に対する特典の提供を中止することができる。

(免責)

第 24 条

1. 事務局は、本ファンクラブ及び特典の利用並びに本ファンクラブの終了により会員、

又は第三者が被った損害等に関し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとする。

2. 郵便物、電子メール、その他の送付物等が、会員の事情、もしくは事務局が契約する配送会社、携帯電話会社等の事情により会員に到達しない場合、事務局は、その責任及び損害賠償義務を負わないものとする。

(準拠法)

第 25 条

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとする。

(専属的合意管轄裁判所)

第 26 条

事務局及び会員は、事務局と会員との間で本規約、本ファンクラブ及び特典の利用に関して訴訟の必要が生じた場合、津地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとする。

(補足)

第 27 条

この規約に定めるもののほか、この規約の施行について必要な事項は、事務局の協議を経て、決定するものとする。

附則

本規約は、平成 26 年 9 月 4 日から施行する。